

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県税条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

(1) 不動産取得税

ア 不動産を取得した者が登記の申請をした場合は、賦課徴収について必要があるとき等を除き、不動産取得税申告書の提出を不要とする。（第56条関係）

イ 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等に係る規定を整備する。（第62条関係）

ウ 譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備する。（第62条の2関係）

エ 再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備する。（第62条の3関係）

オ 農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備する。（第62条の4関係）

カ 土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等に係る規定を整備する。（第62条の5関係）

キ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得に対する不動産取得税の減額等に係る規定を整備する。（附則第7条の4関係）

(2) その他規定の整理を行う。（第57条、第63条、附則第7条関係）

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、(2)の一部は、令和4年10月1日から施行する。

(4) 所要の経過措置を定める。（附則第2項関係）